

——よりよい環境を未来につなぐために——

令和7年4月

# 水質汚濁防止のしおり

——届出と規制について——  
水質汚濁防止法  
金沢市環境保全条例

金 沢 市

## ～水質汚濁法および金沢市環境保全条例の目的～

水質汚濁防止法は工場および事業場から公共用水域への水の排出および地下への水の浸透を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

また、金沢市環境保全条例は法による規制を補完するとともに、本市に即したきめ細かな規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与することを目的としています。

このため、汚水または廃液を排出する施設を特定施設として定めており、工場・事業場において特定施設を設置する者はその内容を市長に届け出なければなりません。また、それら工場・事業場の排出水については排水基準を守らなければなりません。

また、地下水汚染を未然に防止するため有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対して市長への届け出及び地下浸透防止のための構造、設備等に関する基準の遵守義務並びに定期点検及び結果の保存記録の義務等が規定されています。

### 1. 用語の説明

#### (1) 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道を除く。）をいいます。

#### (2) 排出水

特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいいます

#### (3) 汚水

特定施設から排出される汚水又は廃液をいいます。

#### (4) 有害物質

人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいいます。

#### (5) 指定物質

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいいます。

#### (6) 特定施設

水質汚濁防止法、金沢市環境保全条例に定められている施設のうち、汚水を排出する施設をいいます。その施設を設置する事業場を特定事業場といいます。

※特定施設から排出される汚水が全て回収処理される場合も届出が必要です。また、クローズドタイプの施設であっても、カートリッジの交換など、何らかの形で汚水を系外に排出する場合は届出が必要です。

#### (7) 指定施設

有害物質を貯蔵・使用、又は指定物質を製造、貯蔵、使用、若しくは処理する施設をいいます。その施設を設置する事業場を指定事業場といいます。

#### (8) 有害物質使用特定施設

特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。その施設を設置する事業場を有害物質使用特定事業場といいます。

#### (9) 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設をいいます。

#### (10) 貯油施設等

重油その他の油を貯蔵する施設、若しくはこれらの油を含む水を処理する油水分離施設をいいます。その施設を設置する事業場を貯油事業場等といいます。

## 2. 有害物質

番号	物質名
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1, 2-ジクロロエタン
14	1, 1-ジクロロエチレン

番号	物質名
15	1, 2-ジクロロエチレン
16	1, 1, 1-トリクロロエタン
17	1, 1, 2-トリクロロエタン
18	1, 3-ジクロロプロベン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1, 4-ジオキサン

### 3. 指定物質

番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-t-ブチルエーテル (別名 MTBE)
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1, 2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル 2, 2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は DDVP)
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフエイト (別名オキシデプロホス又は ESP)
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	p-ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸 2-s-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は BPMC)
31	3, 5-ジクロロ-N- (1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロビザミド)
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)
33	チオりん酸 0, 0-ジメチル-0- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又は MEP)
34	チオりん酸 S-ベンジル-0, 0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)

番号	物質名
35	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
36	チオりん酸 0, 0-ジエチル-0- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
37	チオりん酸 0, 0-ジエチル-0- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
38	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフエン又は CNP)
39	チオりん酸 0, 0-ジエチル-0- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
41	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
42	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 <sup>3,7</sup> ] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタタン酸 (別名 PFOA) 及びその塩
59	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

## 第1章 水質汚濁防止法

### 1. 特定施設の種類

次の項目1~74の各施設は、有害物質や汚濁した排水を流すおそれのある施設として法の規制を受けます。

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設 イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 堀削用の泥水分離施設
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設 イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設

番号	特定施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麵類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18-3	たばこ製造業の用に供する施設 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツ機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設

番号	特定施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水質汚濁防止法施行令の改正により 当該特定施設は削除されました 平成 29 年 8 月 16 日施行
26	無機顔料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち洗浄施設 ホ 無水ケイ酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設

番号	特定施設
27 続き	ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ フルオロ樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリブロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

番号	特定施設
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38-2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四一ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設

番号	特定施設
41 続き	ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 振発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

番号	特定施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設 イ 還元ろう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64-2	水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66-2	エチレンオキサイド又は一・四ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66-3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設

番号	特定施設
66-4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-6	飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69-3	地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
70-2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設

番号	特定施設
71-2 続き	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71-3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。） イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

## 2. 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に関する届出

工場や事業場が、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置したり、それらの構造等の変更をしようとする場合は、次の届出をしなければなりません。

届出の種類	内容	様式	届出の期間等	届出部数
① 設置届出	工場等に特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を新たに設置しようとする場合	第1号	工事着工 60 日前まで (届出が受理された日から 60 日経過した後でなければ特定施設等を設置できない。)	2部 (受理書を交付)
② 使用届出	法改正等で新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置している場合	第1号	事由発生から 30 日以内	2部 (受理書を交付)
③ 変更届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について以下の変更をする場合 ・構造 ・設備 ・使用の方法 ・汚水等の処理方法 ・排出水の汚染状態及び量 ・用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)	第1号	工事着工 60 日前まで (届出が受理された日から 60 日経過した後でなければ特定施設等を設置できない。)	2部 (受理書を交付)
④ 氏名等変更届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について以下の変更をする場合 ・氏名、名称（法人にあってはその代表者の氏名）及び住所 ・工場・事業場の名称及び所在地	第5号	事由発生から 30 日以内	2部
⑤ 使用廃止届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止した場合	第6号	事由発生から 30 日以内	2部
⑥ 承継届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出者の地位（譲受、借受、相続、合併による。）を承継した場合	第7号	事由発生から 30 日以内	2部
○ 添付書類				
①、②、③の届出には次の別紙を添付し、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。 変更届の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。				
【特定施設に関する届出の場合】		【有害物質貯蔵指定施設等に関する届出の場合】		
別紙1	施設の構造	別紙12	施設の構造	
別紙1の2	施設の設備（有害物質使用特定施設の場合）	別紙13	施設の設備	
別紙2	施設の使用の方法	別紙14	施設の使用の方法	
別紙3	汚水等の処理の方法	別紙15	有害物質に係る用水及び排水の系統 又は貯蔵する有害物質に係る搬入及び搬出の系統	
別紙4	排出水の汚染状態及び量			
別紙6	排出水に係る用水及び排水の系統			

### 3. 排水基準

工場や事業場から公共用水域に排水を排出する場合、排出水について、排水基準を遵守するとともに、定期的に汚染状態を測定し、その記録を3年間保存しなければなりません。

#### (1) 人の健康に係る基準 (カドミウム等の有害物質で健康に被害を生ずるおそれのある物質とその限度量)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物 ※	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L

有害物質の種類	許容限度
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チラウム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物 ※	10 mg/L 海域以外 230 mg/L 海域
ふつ素及びその化合物 ※	8 mg/L 海域以外 15 mg/L 海域
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素 × 0.4 + 亜硝酸性窒素および硝酸性窒素) ※	100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

※印の項目については、業種によって暫定基準があります。

砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁法施行令の一部を改正する政令の施行の際、既にゆう出している温泉（温泉法第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業に係る排出水については当分の間適用しない。

#### (2) 生活環境に係る基準(水の汚染状態を示す項目で生活環境に被害を生ずるおそれのある物質)

物質の種類	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	(海域以外) 5.8 以上 8.6 以下
	(海域) 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	次ページ「石川県上乗せ排水基準」参照
化学的酸素要求量(COD)	
浮遊物質量(SS)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L

物質の種類	許容限度
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量※	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	(日間平均) 800 CFU/mL
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

※印の項目については、業種によって暫定基準があります。

- ① 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- ② 各項目についての排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。
- ③ 水素イオン濃度(pH)及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を屈採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排出水については適用しない。
- ④ 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域への排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼への排出水に限って適用する。
- ⑤ 窒素含有量については河北潟に、燐含有量については河北潟、内川ダム貯水池および犀川ダム貯水池にそれぞれ流入する水域に対して適用する。

(3) 石川県上乗せ排水基準 (ふるさと石川の環境を守り育てる条例)

区域 (水域適用日)	工場または事業場	許容限度					
		生物学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
犀川水域・ 浅野川水域 (昭和 47 年 10 月 1 日)	一般区域に所在するものであつて昭和 46 年末日以前に設置されたもの	食料品製造業	80	120		100	150
		繊維工業	50	80		80	120
		パルプ・紙製造業	50	80		150	200
	昭和 54 年 7 月 5 日以前に設置されたもの	旅館業	60	80		80	120
	一般地域に所 在するもの	冷凍食品製造業	60	80		80	120
		産業廃棄物処理施設	30	40		70	90
	病院、焼却施設、し尿処理施設		30	40		70	90
	その他のもの		20	30		70	110
	食料品製造業	80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、一般廃棄物処理施設である焼却施設若しくは国、地方公共団体若しくは産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物処理施設を設置するもの、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設若しくはこれらの蒸留施設を設置するもの又はし尿処理施設のみを設置するもの	30	40	30	40	70	90
大野川水域 (昭和 48 年 7 月 6 日)	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120
	畜産業、旅館業	60	80	60	80	80	120
河北潟水域 (昭和 52 年 6 月 10 日)	繊維工業	50	80	50	80	80	120
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	30	40	30	40	70	90
	食料品製造業	80	120	80	120	100	150
金沢沿岸水域 (昭和 53 年 7 月 7 日)	病院、地方卸売市場、一般廃棄物処理施設である焼却施設若しくは国、地方公共団体若しくは産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物処理施設を設置するもの、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設若しくはこれらの蒸留施設を設置するもの又はし尿処理施設のみを設置するもの	30	40	30	40	70	90
		20	30	20	30	70	90
		60	80	60	80	80	120
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120

- ① この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場にかかる排出水について適用する。
- ② 大野川水域の化学的酸素要求量についての排水基準は弓取川合流点より下流に排出する排出水に限って適用する。
- ③ 「し尿処理施設(501人槽以上)」を併設する特定事業場については、厳しいほうの排水基準値を適用する。
- ④ 犀川水域・浅野川水域とは、犀川本川、浅野川本川並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域をいう。
- ⑤ 大野川水域とは、河北潟調整池防潮堤から機具橋までの河北潟及び大野川本川並びにこれらに流入する公共用水域((4)、(6)に掲げる公共用水域を除く。)をいう。
- ⑥ 河北潟水域とは、河北潟(河北潟調整池防潮堤から機具橋までの区間を除く。)及び河北潟放水路並びにこれらに流入する公共用水域((4)に掲げる公共用水域を除く。)をいう。
- ⑦ 金沢沿岸水域とは、金沢市の陸岸の地先海岸及びこれに流入する公共用水域((4)、(5)に掲げる公共用水域を除く。)をいう。
- ⑧ 一般地域とは、下水道整備地域または下水道整備計画地域のいずれにも属さない地域をいう。
- ⑨ 下水道整備地域とは、公共下水道により下水を排除できることができる地域をいう。
- ⑩ 下水道整備計画地域とは、公共下水道の整備が計画されている地域であつて、知事が別に指定する(昭和 48 年 1 月 12 日告示第 10 号、昭和 49 年 7 月 19 日告示第 467 号)地域をいう。

## **4. 構造等基準**

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、水質汚濁防止法施行規則に定める構造等に関する基準を遵守するとともに、定期的に点検し、その記録を3年間保存しなければなりません。

### **(1) 構造等基準の概略**

番号	場所	概要
1	床面及び周囲	有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。
2	付帯する配管等	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備を含む。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止できる材質及び構造とすることか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。 なお、配管等については、地上に設置する場合と、地下に設置する場合とに分けて基準が設けられている。
3	排水溝等	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等を含む。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること。
4	地下貯蔵施設	地下貯蔵施設本体及び付帯する配管等のうち、地下貯蔵施設本体は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。
5	使用の方法	有害物質使用特定施設等に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと。 また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

## **5. 事故時の措置**

特定事業場、指定事業場又は貯油事業場等において、施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質、指定物質又は油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要について届出をしなければなりません。

## **6. 事業場の義務**

- (1) 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置、構造等の変更をしようとする場合は工事着工60日前までに届出なければなりません。
- (2) 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受けた場合、氏名・住所・代表者・事業場名称を変更した場合、または施設の使用を廃止した場合は、30日以内に届出なければなりません。
- (3) 特定事業場から公共用水域に排水を排出する場合、排出水は排水基準に適合しなければなりません。
- (4) 排出水が排水基準に適合しているかどうかを1年1回以上の頻度で測定しなければなりません。
- (5) 排出水の汚染状態を定期的に測定するとともに、測定結果を記録し、根拠資料も含めて3年間保存しなければなりません。
- (6) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、水質汚濁防止法施行規則に定める構造等に関する基準を遵守するとともに、定期的に点検し、その記録を3年間保存しなければなりません。
- (7) 排水口の位置、その他の排出水の排水の方法を適切にしなければなりません。
- (8) 有害物質使用特定事業場は、有害物質が検出される水を地下に浸透させてはいけませ

ん。

- (9) 特定事業場等において、事故等により、有害物質、指定物質又は油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要について届出をしなければなりません。
- (10) 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出・地下浸透の状況を把握するとともに、汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の汚染の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

## 第2章 金沢市環境保全条例

### 1. 特定施設の種類と規制基準

次の項目1～6の各施設は、特定施設として条例の規制を受けます。

番号	特定施設	規制基準（項目、許容限度）
1	そうざい製造業の用に供するちゅう房施設 (業務の用に供する部分の総床面積が360m <sup>2</sup> 以上で、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上の事業場に限る。)	水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準及びふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年3月23日条例第16号)に定める排水基準(法第3条第3項の規定による上乗せ基準)による。
2	廃油再生業または廃油処理業の用に供する次の施設 イ 受入施設 ロ 油水分離施設 ハ 回収油貯蔵施設	(1)水素イオン濃度 (pH) 海域以外 5.8以上 8.6以下 海域 5.0以上 9.0以下
3	石油類のドラム缶の野積場 (上記2のイ～ハの施設を除き、面積が20m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)	(2)ノルマルヘキサン抽出物質含有量 10mg/L
4	給油施設	
5	高圧容器の洗浄施設	
6	自動車解体作業場	
備考	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設及び公共下水道に排水する施設を除く。	

### 2. 特定施設に関する届出

条例の特定施設を設置したり、それらの構造等の変更をしようとする場合は、次の届出をしなければなりません。

届出の種類	内容	様式	届出の期間等	届出部数
① 設置届出	工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	第1号	工事着工60日前まで (届出が受理された日から60日経過した後でなければ特定施設等を設置できない。)	2部 (受理書を交付)
② 使用届出	条例改正等で新たに特定施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置している場合	第1号	事由発生から30日以内	2部 (受理書を交付)
③ 変更届出	特定施設について以下の変更をする場合 ・構造 ・使用の方法 ・汚水等の処理方法 ・排出水の汚染状態及び量	第3号	工事着工60日前まで (届出が受理された日から60日経過した後でなければ特定施設等を設置できない。)	2部 (受理書を交付)
④ 氏名等変更届出	特定施設について以下の変更をする場合 ・氏名、名称(法人にあってはその代表者の氏名)及び住所 ・工場・事業場の名称及び所在地	第6号	事由発生から30日以内	1部
⑤ 使用廃止届出	特定施設の使用を廃止した場合	第7号	事由発生から30日以内	1部
⑥ 承継届出	特定施設の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による。)を承継した場合	第9号	事由発生から30日以内	1部

### 3. 事故時の措置

全ての工場や事業場を設置する者は、事故により当該事業場等から公害原因物質等を発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康若しくは生活環境を損ない、又は損なうおそれが生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその事故の状況等について届出をしなければなりません。

届出の種類	内容	様式	届出の期間等	届出部数
① 事故発生状況の届出	事故により公害原因物質等を発生、排出、または飛散させることによって人の健康もしくは生活環境を損ない、または損なうおそれが生じたとき	第 11 号	電話による緊急連絡を行うとともに、速やかに事故状況を届け出る。	1 部
② 事故再発生防止措置計画書の提出	事故再発生防止のための計画書	第 12 号	①の届出をした後、速やかに提出する。	1 部
③ 事故再発生防止措置完了の届出	②の計画書による措置を完了した場合	第 13 号	措置完了後、速やかに届け出る。	1 部

### 4. 事業場の義務

- (1) 特定施設を設置、構造等の変更をしようとする場合は工事着工 60 日前までに届出なければなりません。
- (2) 特定施設を譲り受けた場合、氏名・住所・代表者・事業場名称を変更した場合、または施設の使用を廃止した場合は、30 日以内に届出なければなりません。
- (3) 特定事業場から公共用水域に排水を排出する場合、排出水は排水基準に適合しなければなりません。
- (4) 排水口の位置、その他の排出水の排水の方法を適切にしなければなりません。
- (5) すべての事業場において、事故により、排水が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要について届出をしなければなりません。

### 第3章 主な罰則

対象	適用	罰則
水質汚濁防止法	・ 計画変更命令又は改善命令等に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	・ 排水基準に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(ただし、過失により排水基準違反をした場合は3ヶ月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)
	・ 緊急時の措置命令又は応急措置命令に違反した者	
	・ 特定施設等の設置届出、構造等変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	・ 特定施設等の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	・ 工事の実施制限期間に違反した者	
	・ 排出水、特定地下浸透水の汚染状態及び有害物質使用特定施設等の点検の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者	30万円以下の罰金
	・ 市長が求める報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした者	
	・ 氏名等の変更届出、特定施設等使用廃止届出、承継届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料
金沢市環境保全条例	・ 計画変更命令又は改善命令等に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	・ 特定施設の設置届出、構造等変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
	・ 特定施設の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	・ 工事の実施制限期間に違反した者	
	・ 市長が求める報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした者	10万円以下の罰金

#### 【問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号  
**金沢市環境局環境政策課**  
 TEL 076-220-2508  
 FAX 076-260-7193  
 E-mail [kansei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kansei@city.kanazawa.lg.jp)

#### ○金沢市ホームページ URL

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/index.html>

#### ○届出書ダウンロード

[金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>](#)  
[事業者向けの申請書>産業・ビジネスに関する申請書>](#)  
[環境>環境保全にすること>申請書ダウンロード>](#)  
[水質施設関連](#)

